

2021年11月1日現在

両替機専用カードのご利用規定

1. 両替機専用カードの発行

- (1) 両替機専用カード（以下、『両替カード』といいます。）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。このカード上には両替機を利用するために必要なコード情報等のみを有し、金銭残高は一切保有せず、したがって金銭に代わるものではありません。
- (2) 両替カードは、お一人様（法人、団体含む）1枚のみ発行いたします。
- (3) 両替カードの初回発行及び再発行に際しては、金庫所定の発行手数料をいただきます。

2. 両替カードのご利用

両替カードは、お申し込みいただいた支店でのみご利用いただけます。
（両替後の紙幣、硬貨が計50枚以下の場合、当金庫発行のキャッシュカードでも1日1回のみ無料でご利用いただけます。）

3. 両替機の操作

- (1) 手数料入金
 - ① ご利用の前に、前払いで両替手数料のご入金（以下、『チャージ』といいます。）が必要となります。
 - ② お客様ご自身で、両替機に両替カードを挿入し、チャージしていただきます。
- (2) 両替取引
 - ① 両替を行う際は、両替カードを両替機に挿入し操作してください。
 - ② ご利用枚数に応じて、チャージ残額から当金庫所定の手数料が減算されます。（機器故障により両替機が使用できない場合、機器復旧まで間は窓口でお取扱いします。）
 - ③ 1回あたり、1日あたり通算の両替可能枚数は、機器設定の通りとなります。

4. 両替カードの破損、盗難、紛失の場合

- (1) 破損
 - ① 両替カードを破損した場合には、当金庫が定める方法で両替カードを提出いただくことにより、両替カードの再貸与、ならびに従前の両替カードのチャージ残額から当金庫所定の再発行手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。
 - ② 従前の両替カードのチャージ残額は、当金庫に保管しているチャージ残額の記録またはご利用履歴の記録に基づいた金額とします。

- (2) 盗難、紛失
- ① 両替カードを盗難または紛失された場合等には、直ちにその旨を当金庫が定める方法で発行店にお届けください。
 - ② 引き続き当金庫の両替機をご利用の場合は、新たにお申し込みください。
 - ③ 残余のチャージ残額は返却いたしませんので、ご了承ください。
5. 譲渡、転貸、質入の禁止
両替カードは他人に譲渡または転貸、質入することはできません。
6. 換金
チャージ残額は、両替カードの破損、解約の場合を除き、払い戻しはできません。
7. 解約・契約解除
- (1) 解約の際は、当金庫が定める方法により、両替カードを添えお届けください。
 - (2) 当規定をお守りいただけない場合、ご契約を解除させていただくこともございますので予めご承知おきください。
8. 規定の変更
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上